

ふくしのてびき

～障がいのある方のために～

令和2年4月1日現在



阪南市福祉事務所

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35-1

阪南市福祉部市民福祉課

電話 471-5678 ファックス 471-1038

障害者虐待防止法

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障がい者の安定した生活や社会参加のために、みんなで虐待の防止に取り組みます。

◇対象となる障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)のある人や、その他に心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人です。18歳未満の人や、障がい者手帳を取得していない人も含まれます。

◇虐待の種類

| | |
|-----------------------|---|
| 養護者による障がい者虐待 | 障がい者の生活の世話や金銭の管理などをして いる家族や親族、同居する人による虐待 |
| 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待 | 障がい者福祉施設やサービス事業所で働いてい る職員による虐待 |
| 使用者による障がい者虐待 | 障がい者を雇って働かせている事業主などによ る虐待 |

◇虐待の例

| | |
|--------------|--|
| 身体的虐待 | 障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加える。理由なく身動きをとれなくする。 |
| 性的虐待 | 障がい者に無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりする。 |
| 心理的虐待 | 障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与える。 |
| 放棄・放任(ネグレクト) | 食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をせずに障がい者を衰弱させる。 |
| 経済的虐待 | 本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使う。また、障がい者に理由なく金銭を与えない。 |

障がい者の虐待は「特定の家族や場所でなく、どこの家庭でも起こりうる問題です。」
「虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。」
「虐待をされている人が虐待だと認識できないで、自分から被害を訴えられない場合があります。」

虐待に気づいたら、速やかに **阪南市障がい者虐待防止センター** へ通報してください。

阪南市障がい者虐待防止センター（阪南市福祉部市民福祉課）TEL：471-5678

FAX：471-1038

障害者差別解消法

障害者差別解消法（正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人も無い人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

◇対象となる障がい者

障害者基本法で定められているすべての障がいのある人（身体障がい、知的障がい、精神障がい〈発達障がいを含む〉）、その他に心身の機能の障がいがある人で、障がいや社会的な障壁によって、継続的に日常生活や社会生活が困難になっている人です。18歳未満の人や、障がい者手帳を持っていない人も含まれます。

◇障がい者差別とは

| | |
|------------|--|
| 不当な差別的取扱い | 正当な理由も無く、障がいがあるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障がいのない人には無い条件を付けたりすること。 |
| 合理的な配慮の不提供 | 障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があつたにもかかわらず、「社会的障壁※」を取り除くための必要、かつ合理的な配慮をしないこと。 |

※「社会的障壁」とは、障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもので、合理的配慮が求められる次のようなこと。

- ①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ②制度（利用しにくい制度など）
- ③慣行（障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④観念（障がいのある人への偏見など）

◇差別とならない場合

- ・正当な理由がある場合
- ・過重な負担がかかる場合
- ・意思の表明が無い場合
- ・優遇する場合



今後、国の「基本方針」に基づいて、国の行政機関や地方公共団体などを対象とした「対応要領」や各分野の民間事業者などを対象とした「対応指針」によって、何が差別にあたるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのか、といったことについて、より具体的な内容が示されていく予定です。

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 手帳の交付 | |
| 1. 身体障害者手帳の交付 | 1 |
| 2. 療育手帳の交付 | 1 |
| 3. 精神障害者保健福祉手帳の交付 | 2 |
| 第2章 医療費の助成等 | |
| 1. 自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付 | 3 |
| 2. 自立支援医療（精神通院医療） | 4 |
| 3. 重度障がい者医療 | 4 |
| 4. 後期高齢者医療制度 | 5 |
| 5. 特定疾病療養受療証（医療保険制度） | 5 |
| 6. ひとり親家庭医療証 | 6 |
| 7. 大阪府特定疾患医療受給者証 | 6 |
| 8. 大阪府小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付制度 | 7 |
| 9. 大阪府指定疾患医療援助事業 | 7 |
| 第3章 手当・年金・貸付 | |
| 1. 特別障がい者手当 | 8 |
| 2. 障がい児福祉手当 | 8 |
| 3. 特別児童扶養手当 | 8 |
| 4. 大阪府重度障がい者在宅生活応援制度 | 9 |
| 5. 児童扶養手当 | 9 |
| 6. 障がい者扶養共済制度 | 9 |
| 7. 障害基礎年金 | 10 |
| 8. 障害厚生年金・障害手当金 | 10 |
| 9. 外国人心身障害者給付金 | 11 |
| 10. 特別障害給付金 | 11 |
| 11. 生活福祉資金 | 11 |
| 第4章 補装具費・日常生活用具 | |
| 1. 補装具費（購入・修理）の支給 | 12 |
| 2. 日常生活用具の給付・貸与 | 12 |
| 3. 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付 | 13 |
| 4. 車いすの貸出 | 13 |
| 第5章 障がい福祉サービス等 | |
| 1. 障がい福祉サービスの種類 | 14 |
| 2. 障がい福祉サービス利用の手続き | 16 |
| 3. 利用者負担額＝原則応能負担 | 16 |
| 4. 高額障がい福祉サービス等給付費 | 17 |
| 5. （新）高額障がい福祉サービス費 | 17 |
| 6. 障がい児のサービス | 17 |
| 第6章 交通運賃の割引等 | |
| 1. 運賃割引の障がい区分 | 18 |
| 2. JR、私鉄各社の運賃割引 | 18 |
| 3. バス運賃の割引 | 18 |
| 4. 大阪市高速電気鉄道の運賃割引 | 18 |
| 5. 大阪シティバスの運賃割引 | 19 |
| 6. 航空運賃割引（国内線のみ） | 19 |
| 7. 船舶の運賃割引 | 19 |
| 8. 有料道路の通行料金の割引 | 19 |
| 9. 阪南市コミュニティバス無料乗車証 | 19 |

| | |
|--------------------------|----|
| 10. タクシー料金の割引 | 20 |
| 第7章 税の減免 | |
| 1. 所得税・住民税の控除 | 21 |
| 2. 自動車税・軽自動車税の減免 | 21 |
| 3. 相続税・贈与税等の減免 | 22 |
| 4. 非課税貯蓄（マル優・特別マル優）制度の適用 | 22 |
| 5. ニュー福祉定期貯金 | 22 |
| 第8章 各種利用料の割引 | |
| 1. NHK放送受信料の減免 | 23 |
| 2. NTTの無料番号案内（ふれあい案内） | 23 |
| 3. 携帯電話利用料の割引 | 23 |
| 4. 映画館・演芸場の料金の割引 | 23 |
| 5. 阪南市立施設等の入館料、使用料等の減免 | 23 |
| 6. 阪南市営自転車等駐車場の割引 | 24 |
| 7. 大阪府立社会教育施設の入館料・使用料の減免 | 24 |
| 第9章 コミュニケーション支援 | |
| 1. 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 25 |
| 2. 手話講習会・点字講習会 | 25 |
| 3. 「広報はんなん」テープ版の発行 | 25 |
| 第10章 緊急時の通報・情報支援 | |
| 1. 緊急通報装置の設置 | 26 |
| 2. FAX・eメール119番 | 26 |
| 3. FAX110番・メール110番 | 26 |
| 第11章 社会参加・選挙等 | |
| 1. 身体障害者補助犬の貸与 | 27 |
| 2. 郵便等による不在者投票 | 27 |
| 第12章 住宅・居住支援 | |
| 1. 府営住宅の募集 | 28 |
| 2. 重度身体障害者住宅改造費の助成 | 28 |
| 第13章 自動車運送関係 | |
| 1. 駐車禁止除外指定車標章の交付 | 29 |
| 2. 大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度 | 29 |
| 第14章 学校関係 | |
| 1. 各支援学校・学級等 | 30 |
| 2. 就学に関する相談 | 30 |
| 3. 大阪府立支援学校見学会 | 30 |
| 4. 大阪府教育センターのすこやか教育相談 | 30 |
| 5. 特別支援教育就学奨励費の支給 | 31 |
| 6. 公立高等学校への入学 | 31 |
| 第15章 地域福祉・権利擁護 | |
| 1. 日常生活自立支援事業 | 32 |
| 2. 成年後見制度 | 32 |
| 3. 暮らしの安心ダイヤル | 32 |
| 4. 老人福祉施設の社会貢献事業 | 33 |
| 5. ふれあい収集 | 33 |
| 6. ヘルプマーク | 33 |

第1章 手帳の交付

手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

1. 身体障害者手帳の交付



身体障害者手帳には障がいの程度により1級～6級までの区分があります。手帳を取得することで、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。

| | | |
|-------------------------|---|---|
| 対象者 | 視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体不自由・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう、または直腸機能・小腸機能・免疫機能・肝臓に永続する障がいのある方 | |
| 各種 手続 き 方 法 | 交付申請 | ①指定医師の診断書 ②顔写真（縦4cm×横3cmの大きさ） ③印鑑 ①～③を市民福祉課窓口にご提出ください。 市民税非課税世帯に属する方（生活保護受給世帯を除く）は診断に要した費用を助成します。（検査料・文書作成料が該当します。） |
| | 再認定 | 診断書に再認定が必要と記載された場合は、一定期間内に再認定を行います。 |
| | 等級変更 | 障がいの状態が変わったと思われる方は、交付申請手続きと同様に申請してください。 |
| | 居住地 変更 | 転出された場合、速やかに新しい居住地の障がい福祉窓口へ届出が必要です。 阪南市内での転居の場合も届出が必要です。 |
| | 氏名変更 | 氏名を変更された場合、速やかに届出が必要です。 |
| | 再交付 | 紛失または破損の場合、顔写真（縦4cm×横3cmの大きさ）、印鑑をご持参の上、再交付申請手続きをしてください。 |
| | 返 還 | 手帳の交付を受けた方が死亡された場合、または対象事項に該当しなくなった場合には、手帳の返還が必要です。手帳と印鑑をご持参ください。 |
| 窓 口 | 市民福祉課 | |

2. 療育手帳の交付



療育手帳には障がいの程度によりA（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分があります。手帳を取得することで、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。

| | | |
|-------------------------|---|---|
| 対象者 | 子ども家庭センターまたは障がい者自立相談支援センターで知的障がいと判定された方 | |
| 各種 手続 き 方 法 | 交付申請 | ①顔写真（縦4cm×横3cmの大きさ） ②印鑑 ①～②を市民福祉課窓口にご提出ください。 市役所の窓口で受理しました申請書は、18歳未満の方は岸和田子ども家庭センターに、18歳以上の方は大阪府障がい者自立相談支援センターに送付されます。その後、それぞれのセンターから連絡があり、判定を受けていただきます。 |
| | 再判定 | 療育手帳交付の際に、次回の判定時期が指定されますので、その時期までに再判定を受ける必要があります。更新申請書に必要な事項を記入のうえ、写真（縦4cm×横3cm）を添えて手続きしてください。印鑑が必要です。 |
| | 居住地 変更 | 転出された場合、速やかに新しい居住地の障がい福祉窓口へ届出が必要です。 阪南市内での転居の場合も届出が必要です。 |
| | 氏名変更 | 氏名を変更された場合、速やかに届出が必要です。 |
| | 再交付 | 紛失または破損の場合、顔写真（縦4cm×横3cmの大きさ）、印鑑をご持参の上、再交付申請手続きをしてください。 |
| | 返 還 | 手帳の交付を受けた方が死亡された場合、または対象事項に該当しなくなった場合には、手帳の返還が必要です。手帳と印鑑をご持参ください。 |
| 窓 口 | 市民福祉課 | |

3. 精神障害者保健福祉手帳の交付



精神障がい者に関する福祉サービスを利用される場合、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることで障がいの程度に応じたサービスを利用しやすくなります。精神障害者保健福祉手帳には、障がいの程度により1級～3級までの区分があります。

| | |
|---------|---|
| 対象者 | 精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方 |
| 各種手続き方法 | 交付申請 市民福祉課で専用の診断書用紙を受け取り、精神科医師の診断を受け、診断書を書いていただいた後に、以下のものをご持参の上、交付申請をしてください。 ①精神科医師の診断書（初診日から6ヵ月以上経過した時点で診断したもの） ②顔写真（縦4cm×横3cmの大きさ） ③印鑑 ※障害年金受給中の方は、「医師の診断書」を省略できる場合があります。その場合は次の書類が必要です。 （1）マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できるもの （2）日本年金機構または各共済組合等に照会するための「同意書」 |
| | 更新申請 手帳の有効期限は2年です。更新される場合には更新の手続きが必要です。更新の手続きは有効期限の3ヵ月前から行うことができますので、現在お持ちの手帳を添え、交付申請手続きと同様に申請してください。 |
| | 等級変更 障がいの程度が変わったと思われる方は、以下のものをご持参の上、等級変更の申請をしてください。 ①精神科医師の診断書 ②顔写真（縦4cm×横3cmの大きさ） ③印鑑 ④現在お持ちの手帳 |
| | 住所変更 転居された場合、速やかに新しい居住地の障がい福祉担当窓口へ届出が必要です。阪南市内での転居の場合も届出が必要です。手帳と印鑑をご持参ください。 |
| | 氏名変更 氏名を変更された場合は、速やかに届出が必要です。 |
| | 再交付 紛失または破損の場合、顔写真（縦4cm×横3cmの大きさ）、印鑑をご持参の上、再交付申請手続きをしてください。 |
| | 返還 手帳の交付を受けた方が死亡された場合、または対象事項に該当しなくなった場合には、手帳の返還が必要です。手帳と印鑑をご持参ください。 |
| 窓口 | 市民福祉課 |

※ 精神障害者保健福祉手帳は、他人に譲渡、貸与することはできません。

※ 「初診日」とは、当該障がいの原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日です。

第2章 医療費の助成等

1. 自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付



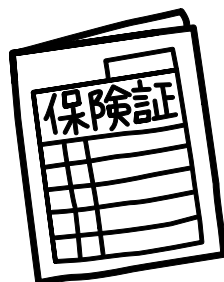
身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。

◎更生医療の給付

| | |
|--------|---|
| 対象者 | 18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた方 |
| 内容 | 自立支援医療（更生医療）の指定医療機関において、身体上の障がいを軽減し日常生活を容易にすることを目的とした医療を受ける場合、医療費の一部を公費で負担することができます。 |
| 手続き方法 | 自立支援医療（更生医療）受給者証の交付を受けるには、市の窓口でお渡しする必要書類の他、保険証等をご持参の上、支給認定申請してください。事前申請が原則です。 |
| 利用者負担額 | 原則として、医療費の1割をご負担いただきます。ただし、利用者の属する世帯の所得状況に応じて、負担する上限額が設定されています。 ※「世帯」の範囲については、住民票上の世帯にかかわらず、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。医療保険の加入関係が異なる家族については、住民票上同じ世帯であっても、別の「世帯」として取り扱うこととされています。 ※「重度かつ継続」（高額治療継続者）の例 (1) 腎臓機能・小腸機能・免疫機能障がいの方 (2) 医療保険の多数該当の方 など |
| 窓口 | 市民福祉課 |

◎育成医療の給付

| | |
|--------|---|
| 対象者 | 治療を行うことにより、身体上の障がいが軽くなり、日常生活が容易になると見込まれる児童（18歳未満） |
| 内容 | 育成医療の指定医療機関において、対象の障がいごとに定められた疾患に対する医学的処置、薬剤又は治療材料等の支給にかかる費用の一部を、公費によって支給することができます。 |
| 手続き方法 | 自立支援医療（育成医療）受給者証の交付を受けるには、市の窓口でお渡しする必要書類の他、保険証等をご持参の上、支給認定申請をしてください。事前申請が原則です。 ※補装具費の請求の場合はその他に必要な書類があります。 |
| 利用者負担額 | 原則として、医療費の1割をご負担いただきます。ただし、利用者の属する世帯の所得状況に応じて、負担する上限額が設定されています。 ※「世帯」の範囲については、住民票上の世帯にかかわらず、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。医療保険の加入関係が異なる家族については、住民票上同じ世帯であっても、別の「世帯」として取り扱うこととされています。 ※「重度かつ継続」（高額治療継続者）の例 (1) 腎臓機能・小腸機能・免疫機能障がいなどの方 (2) 医療保険の多数該当の方 など |
| 窓口 | 市民福祉課 |



2 自立支援医療（精神通院医療）



精神疾患の治療のために通院医療を受ける場合、医療費の一部を公費で負担することができます。

| | |
|--------|--|
| 対象者 | 精神疾患の治療のために通院医療を受けている方 |
| 内容 | 自立支援医療（精神通院）指定医療機関において、通院による医療を容易にするため、医療費の一部を公費で負担することができます。 |
| 手続き方法 | <p>自立支援医療受給者証の交付を受けるには、以下の物をご持参の上、申請を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自立支援医療（精神通院）支給認定申請書 ②指定医療機関による自立支援医療（精神通院医療）診断書 （2年に1回の提出になります。市民福祉課で専用の用紙を受け取ってください。） ③同意書（課税台帳の閲覧のための同意書） ④市民税課税・非課税証明書（当年の1月2日以降に転入された方のみ） ⑤加入健康保険証 ⑥印鑑 <p>※ 同時に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請する場合は、精神障害者保健福祉手帳の医師の診断書により申請することができます。</p> |
| 利用者負担額 | <p>原則として、医療費の1割が自己負担となります。ただし、利用者の属する世帯の所得状況に応じて、負担する月額負担上限額が設定されています。</p> <p>※ 「世帯」の範囲については、住民票上の世帯にかかわらず、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。医療保険の加入関係が異なる家族については、住民票上同じ世帯であっても、別の「世帯」として取り扱うこととされています。</p> <p>※ 「重度かつ継続」（高額治療継続者）の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ①統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症などの方 ②医療保険の多数該当の方 など <p>※ 国民健康保険に加入されている方で公費負担の対象になっている方は、医療費の1割負担分も免除されます。</p> |
| 窓口 | 市民福祉課 |

3 重度障がい者医療証



重度障がい者の保険給付による医療費の患者負担分を公費で助成できるよう、重度障がい者医療証が交付されます。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | <p>次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳1級および2級の交付を受けた方 ②療育手帳Aと判定された方 ③療育手帳B1と身体障害者手帳を併せて交付を受けた方 ④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方 ⑤指定難病（特定疾病）受給者証所持者で、障害基礎年金1級または特別児童扶養手当1級該当者 <p>※ 本人の所得によって所得制限があります。（扶養人数、控除額等により、基準額が異なります。）</p> |
| 内容 | <p>病気やケガなどで必要とする医療が容易に受けられるよう医療費の患者負担額から一部自己負担額（1医療機関・薬局あたり入院・通院・調剤各500円/日）を控除した額が助成されます。</p> <p>※ 他の公費負担医療（更生医療・育成医療・精神通院医療・労災給付など）の給付を受けられる場合は、公費負担医療が優先適用になります。</p> <p>※ 複数の医療機関を受診した場合で一部自己負担額の1カ月当たりの合計が3,000円を超えた場合は、市役所の窓口で手続き（振込口座登録）をすることで、その超えた額が償還されます。</p> <p>※ 精神病床への入院は助成対象外となります。</p> |
| 窓口 | 市民福祉課 |

4 後期高齢者医療制度



75歳以上の方は原則として「後期高齢者医療制度」の加入者（被保険者）となります。申請により65歳～74歳で一定の障がいのある状態にある方は、認定を受けた日から加入者（被保険者）となります。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | ①75歳以上の方すべて（75歳の誕生日当日から） ②65歳以上75歳未満の方で、申請により広域連合が一定の障がいがあると認めたと認めた方（広域連合に申請し、認定を受けた日から） ※障がいの程度（次のいずれかに該当する方） (1)1級～3級および4級の一部の身体障害者手帳を所持している方 (2)療育手帳「A」と判定をされた方 (3)1級～2級の精神障害者保健福祉手帳を所持している方 (4)国民年金法等における障害年金1級～2級を受給している方 |
| 内容 | 医療機関で受診する際に、この「後期高齢者医療被保険者証」を提示することで、保険診療分について一部負担金相当額（前年度所得に応じて、かかった医療費の1割または3割）の負担で受診することができます。 |
| 窓口 | 保険年金課 |

5 特定疾病療養受療証（医療保険制度）



人工透析が必要な慢性じん不全、血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症の方に、医療費が月に10,000円または20,000円以内の自己負担で診療を受けることができる「特定疾病療養受療証」が交付されます。

| | |
|-----|---|
| 対象者 | ①人工透析が必要な慢性じん不全患者 ②血友病患者 ③血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症患者 |
| 内容 | 病院などで特定疾病により診療を受ける際に、この「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口で提示することで、1カ月に10,000円または20,000円以内（世帯の前年中の所得の額などに応じて決定されます。ただし、70歳以上の方は、所得の額に関係なく10,000円となります。）の自己負担で診療を受けることができます。 |
| 窓口 | 国民健康保険に加入している方…市役所保険年金課 社会保険などに加入されている方…日本年金機構（年金事務所）または加入健康保険組合 後期高齢者医療被保険者証を交付されている方…市役所保険年金課 |

6 ひとり親家庭医療証



父・母・養育者に重度の障がいがある場合、保険給付による医療費の患者負担分を公費で助成できるよう「ひとり親家庭医療証」が交付されます。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 以下の要件を満たす18歳に到達した年度末日までの子とその親が対象で、父子家庭、母子家庭、両親のいない子と養育者などが対象となります。 ①父・母・養育者が身体障害者手帳1級および2級の交付を受けた児童 ②父・母・養育者が国民年金法・厚生年金保険法による障害等級1級該当の児童 ③父・母・養育者が政令で定める重度の障がいにある児童 ④父母が離婚した児童、父・母が死亡した児童、父・母の生死が明らかでない児童、父・母から1年以上遺棄されている児童、父・母が法令により1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで出産した児童 ⑤裁判所から配偶者暴力等（DV）に関する保護命令が出されたDV被害者 ※「児童扶養手当」の一部支給と同額の所得制限があります。 |
| 内容 | 病気やケガなどで必要とする医療が容易に受けられるよう医療費の患者負担額から自己負担（1医療機関あたり入院・通院各500円/日で、月2日限度）を控除した額が助成されます。 ※他の公費負担医療（更生医療・育成医療・精神通院医療・労災給付など）の給付を受けられる場合は、公費負担医療が優先適用になります。 ※複数の医療機関を受診した場合で一部自己負担額の1カ月当たりの合計が2,500円を超えた場合は、市役所の窓口で手続き（領収書等を提出）をすることで、その超えた額が償還されます。 |
| 窓口 | こども家庭課 |

7 大阪府特定疾患医療受給者証



厚生労働省の定める特定疾患にり患している方の医療費等の自己負担分が公費で負担されます。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 厚生労働省の定める特定疾患にり患している方 |
| 内容 | 特定疾患治療研究事業の対象疾患にり患している場合、「特定疾患医療受給者証」の交付を受けると、治療にかかった費用の一部を国と大阪府が公費負担として助成しています。 疾病ごとに認定基準があり、主治医の診断に基づき大阪府に申請し認定されると「特定疾患医療受給者証」が交付されます。 ※特定疾患医療受給者証の有効期間の開始日は、泉佐野保健所での申請窓口での受理日です。 |
| 窓口 | 泉佐野保健所（電話 462-7703） ※制度の内容、手続き方法、申請については、泉佐野保健所にご相談ください。 |

8 大阪府小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付制度



厚生労働省の定める小児慢性特定疾患にり患している児童の医療費等の自己負担分が公費で負担されます。

| | |
|-----|---|
| 対象者 | ①大阪府（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市および東大阪市を除く。）に住所を有する18歳未満の児童で厚生労働大臣が定める対象疾患にり患し、当該疾患の承認基準(対象となる状態の程度)に該当する児童 ②18歳到達時点で①の状態にあり、かつ、本事業の承認を受けている者のうち、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳到達までの者。（18歳以降の新規申請は、対象ではありません） |
| 内容 | 承認された特定疾患および当該疾患に付随して発現する傷病について、診察・医学的処置・治療・投薬・治療用装具などの医療の給付が入通院ともに受けられます。また、医師の処方箋や指示書に基づく院外処方投薬や訪問看護も対象となります。 生計中心者（収入金額が一番高い者）の負担する所得税の課税年額等によって入院・通院ごとに一月あたりの自己負担限度額が定められています。なお、薬局（院外処方箋を扱う薬局）および指定訪問看護については、一部自己負担額は生じません。 |
| 窓口 | 泉佐野保健所（電話 462-7703） ※泉佐野保健所では、小児慢性特定疾患にかかっている児童の療育のため、医師、保健師その他専門の職員が日常生活の相談に応じています。 |

9 大阪府指定疾患医療援助事業



長期間の療養を要する疾患のうち、知事が指定する疾患について、医療援助金が受給できます。

| | |
|-----|---|
| 対象者 | 大阪府内に住所を有し、各種健康保険の被保険者で、知事が指定する(1)蛋白喪失性腸症(2)肺線維症(3)悪性腎硬化症 にり患している方 ※その他の公費負担医療（労災給付など）の給付を受けられる場合は、対象外となります。 |
| 内容 | 長期間の療養を要する疾患のうち、知事が指定する疾患について、医療援助金が給付されます。 |
| 窓口 | 大阪府 健康医療部 保健医療室 健康づくり課 疾病対策グループ（電話 06-6944-7083） ※制度の内容、手続き方法、申請については、大阪府にご相談ください。 |

第3章 手当・年金・貸付

1. 特別障がい者手当

① ② ③

身体・知的・精神に著しく重度で永続する障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方が受給できます。

| | |
|-----|---|
| 対象者 | 20歳以上の方で重度の異なる障がいを重複している方や、両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がいがあり、日常生活での動作が極めて困難である方、長期にわたる絶対安静状態の方、又は重度の精神障がい、知的障がい、日常生活において常に特別な介護が必要な方（医師の診断書が必要） ただし、受給資格者および扶養義務者の所得により支給制限があります。また、施設に入所中の方、および医療機関に3ヵ月を超えて入院されている方は除きます。 |
| 内容 | 月額 27,350円で、毎年2月、5月、8月、11月の年4回に分けて、それぞれの前月分までを受給資格者の銀行口座に振り込まれます。 ※受給は、申請の翌月分からです。 |
| 窓口 | 市民福祉課 |

2. 障がい児福祉手当

① ② ③

身体・知的・精神に著しく重度で永続する障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の方が受給できます。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 20歳未満の方で、重度の異なる障がいを重複している方や長期にわたる絶対安静状態の方、又は重度の精神障がい、知的障がいのため日常生活において常時介護を要する方（医師の診断書が必要）。ただし、受給資格者及び扶養義務者の所得により支給制限があります。 また、施設に入所中の方及び障がいを支給事由とする年金給付（障害年金など）を受けている児童は除きます。 |
| 内容 | 月額 14,880円で、毎年2月、5月、8月、11月の年4回に分けて、それぞれの前月分までを受給資格者の銀行口座に振り込まれます。 ※受給は申請の翌月分からです。 |
| 窓口 | 市民福祉課 |

※1.と2.は、診断書の内容により認定の判断がされますので、認定却下になる場合もあります。

※診断書にかかる費用は、自己負担になります。

3. 特別児童扶養手当

① ② ③

重度または中度の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方が受給できます。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 重度または中度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童を養育している父母（主として児童の生計を維持するいずれか一人）または父母にかわって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持）する方 ただし、受給資格者および扶養義務者の所得により支給制限があります。 また、施設に入所中の児童及び障がいを支給事由とする年金給付（障害年金など）を受けている児童は除きます。 |
| 内容 | 月額 52,500円（1級）、34,970円（2級）で、毎年4月、8月、11月の年3回に分けて、それぞれの前月分までを受給資格者の銀行口座に振り込まれます。 ※受給は、申請の翌月分からです。 |
| 窓口 | 市民福祉課 |

4. 大阪府重度障がい者在宅生活応援制度

② ③

在宅の重度障がい者の介護者の負担の軽減を図るため、重度障がいのある方を介護されている方が受給できます。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 1級・2級の身体障害者手帳と「A」判定の療育手帳を併せて交付されている方の介護者 ※重度障がいのある方が施設に入所しているとき、病院に入院しているとき、または重度障がいのある方が特別障がい者手当を受給している(支給停止者を除く) 介護者は、対象となりません。 |
| 内容 | 月額 10,000円で、毎年1月、4月、7月、10月の年4回に分けて、それぞれの前月分までを受給資格者の銀行口座に振り込まれます。 |
| 窓口 | 市民福祉課 |

5. 児童扶養手当

②

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 父、母が重度の身体障がい者、父、母と生計を同じくしていない(父母の離婚など)18歳に到達した年度末日までの間にある児童(または20歳未満で中程度以上の身体障がい児)の父、母あるいは父母に代わってその児童を養育している方。 |
| 内容 | 月額で、次の①～③のとおり所得に応じて10円きざみの額となります。 ① 児童1人のとき10,180円～43,160円 ② 児童2人のとき5,100円～10,190円加算 ③ 児童3人以上のときは、児童2人のときの額に、1人あたり3,060円～6,110円加算 受給は申請の翌月分からで、H31年度は、4・8・11・1・3月の5回支給、令和2年度より年6回支給に変更予定、それぞれの前月分までを申請者の銀行口座に振り込まれます。 また、認定を受けた方は、毎年8月に現況届を提出してください。 ※支給停止中の方でも毎年の現況届をされない場合は、手当受給資格がなくなります。 |
| 窓口 | こども家庭課 |

6. 障がい者扶養共済制度

② ③ ④

障がい者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより、加入者が死亡または重度の障がいを有することとなったとき、障がい者に終身にわたり年金が受給できる任意加入の共済制度です。

| | |
|-----|---|
| 対象者 | 加入できる障がい者の範囲は、次の①～③のいずれかに該当する方で、将来独立して自活することが困難であると認められる方 ①知的障がいの判定を受けられた方 ②身体障害者手帳を所持し、その障がいが1級から3級までに該当する方 ③精神または身体に永続的な障がいのある方で、①または②と同程度と認められる方(精神疾患、難病等) ※加入できる保護者は、次の(1)～(3)の要件を満たしている方です。 (1)大阪市、堺市を除く府内に在住していること。 (2)65歳未満であること。 (3)特別な疾病や障がいがないこと(告知書による審査があります。) |
| 内容 | 加入者が死亡または重度の障がいを有することとなったときに支払われる年金額は、1口あたり月額 20,000円で、障がい者1人につき加入者1人2口まで加入できます。 1口目のみ、生活保護受給世帯は掛金の全額、市町村民税非課税世帯は掛金の半額、市町村民税所得割非課税世帯は掛金の3割が免除されます。 |
| 窓口 | 市民福祉課 |

7. 障害基礎年金



国民年金に加入している期間中などに生じた病気やケガにより、国民年金法での障害等級に該当する方が受給できます。

| | |
|-----|---|
| 対象者 | ①国民年金の被保険者期間中、または被保険者資格を失った後でも60歳以上65歳未満に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月を経過した日あるいは1年6ヵ月以内に治った日(ともに障害認定日といいます。)に、国民年金法の1級または2級の障がいの状態に該当する方 ②または障害認定日に国民年金法の1級または2級の障がいの状態でなかった方が、その後65歳に達するまでの間にその障がいが悪化し、1級または2級の障がいの状態になり、65歳に達するまでの間に本人が請求した方(事後重症) ※①、②の場合は、保険料納付要件を満たしている必要があります。 ③20歳前の傷病により20歳に達したとき(障害認定日が20歳以降の場合はその障害認定日)に国民年金法の1級または2級に該当する程度の障がいの状態にある方 ④20歳に達したときに国民年金法の1級または2級の障がいの状態でなかった方が、その後65歳に達するまでの間にその障がいが悪化し、障害等級表の1級または2級の障がいの状態になり、65歳に達するまでの間に請求した方(事後重症) |
| 内容 | 年額 977,125円(1級)、781,700円(2級) 毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて、それぞれの前月分までを申請者の銀行口座に振り込まれます。 |
| 窓口 | 保険年金課 ※保険料納付要件等その他様々な規定がありますので、詳しいことは保険年金課にお問合せください。 |

※初診日とは、障がいの原因となる傷病について初めて、医師または歯科医師の診療を受けた日です。

※身体障害者手帳の等級と障害基礎年金の等級とは連動していません。身体障害者手帳で1級または2級となっても、必ずしも障害基礎年金が1級または2級とはなりません。

8. 障害厚生年金・障害手当金



障害厚生年金は、厚生年金に加入している期間中に生じた病気やケガにより、厚生年金保険法での障害等級に該当する方が受給できます。また障害手当金は、障害厚生年金を受給できる障がい程度ではないが一定の障がいが残った場合に、一時金として障害手当金が受給できます。

| | |
|-----|---|
| 対象者 | ①厚生年金保険に加入している期間中に初診日のある病気やけがなどにより、初診日から1年6ヵ月を経過した日あるいは1年6ヵ月以内に治った日(ともに障害認定日といいます)に、厚生年金保険法の1級、2級または3級の障がいの状態である場合 ②障害認定日に厚生年金保険法の1級、2級または3級の障がいの状態になかった方が、その後65歳に達するまでの間にその障がいが悪化し、1級、2級または3級の障がいの状態になり、65歳に達するまでの間に本人が請求した場合(事後重症)で障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている方 ※障害基礎年金の1級または2級に該当する場合には、障害基礎年金に上乗せする形で障害厚生年金が受給できます。 ◎障害手当金 厚生年金保険に加入している期間中に初診日のある病気やけがが初診日から5年以内に治った場合で、障害厚生年金を受給できる状態ではないが一定の障がいの状態にあり、障害基礎年金と同じ保険料納付要件を満たしている方 |
| 内容 | 保険料納付要件、保険料納付額、納付期間など、年金額を定めるのに様々な要件がありますので、詳しいことはお問合せください。 毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて、それぞれの前月分までを申請者の銀行口座に振り込まれます。 |
| 窓口 | 貝塚年金事務所(電話 431-1122 FAX 431-3038) |

9. 外国人身心障害者給付金



昭和57年1月の年金法改正により在日外国人の方にも国民年金制度が適用されるようになりましたが、当時20歳に達していた方は障害基礎年金を受けることができませんでした。このため、重度の障がいがある在日外国人等で年金制度上の理由により障害基礎年金を受給できない方が受給できる制度です。

| | |
|-----|---|
| 対象者 | 重度の障がいのある在日外国人などで、年金制度上の理由により障害基礎年金を受給できない方で、次の①～③のいずれにも該当している方 ①市内に居住する外国人、または外国人であった方 ②昭和57年1月1日以前に外国人登録をしていた方 ③昭和57年1月1日前に満20歳に達しており、同日前に身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの交付を受けた方、もしくは同日以降に手帳交付を受けたが、その障がい発生原因にかかる傷病の初診日が同日前に属する方 ※受給資格者の所得により支給制限があります。また、生活保護や公的年金を受けている方は除きます。 |
| 内容 | 月額 20,000円で、毎年4月、10月の年2回に分けて、それぞれの前月分までを申請者の銀行口座に振り込まれます。 |
| 窓口 | 市民福祉課 |

※初診日とは、障がいの原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日です。

10. 特別障害給付金



国民年金制度の一部改正により、障害基礎年金等を受給していない障がい者を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金が受給できます。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 次の①～②のいずれかで国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金1、2級相当の障がいに該当する方 ①平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金等に加入していた方の配偶者 ※障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象になりません。 |
| 内容 | 障害基礎年金1級に該当する方：月額 52,450円 障害基礎年金2級に該当する方：月額 41,960円 給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から受給でき、支払いは、年6回（2・4・6・8・10・12月）それぞれの前月分までを申請者の銀行口座に振り込まれます。 |
| 窓口 | 保険年金課 ※障がい認定等の審査、支給に関する事務は、日本年金機構で行います。 |

※初診日とは、障がいの原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日です。

11. 生活福祉資金



低所得者や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目的とした生活費等の貸付が受けられます。

| | |
|-----|---|
| 対象者 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯 |
| 内容 | 更生資金（生業費・支度費・技能取得費）、生活資金、福祉資金、住宅資金、療養・介護等資金 ※貸し付けには要件があります。詳しくは阪南市社会福祉協議会にご相談ください。 |
| 窓口 | 阪南市社会福祉協議会 電話 472-3333 FAX 471-7900 |

第4章 補装具費・日常生活用具

※必ず購入する前に申請してください。購入されてからは申請ができません。

1. 補装具費（購入・修理）の支給

① ②

身体上の障がいや補い、日常生活を円滑にするために、身体に合った補装具が現物で支給されます。また、支給された補装具は公費で修理できます。

| | | |
|---|--|---------|
| 対象者 | 補装具を必要とする障がい者、障がい児、難病患者等（難病患者等については、政令に定める疾病に限る）。本人とその配偶者の所得により制限があります。なお、要介護認定・要支援認定を受けた方は、介護保険での福祉用具貸与を優先的にご利用いただくことになります。 | |
| 内容 | 身体上の障がいや補完または代替する用具である補装具について、購入や修理に係る費用が支給されます。（補装具の種目は下表参照） ※種目毎に耐用年数が決められています。耐用年数以内の破損等は修理対応となり、原則耐用年数以内の再支給申請はできません。 | |
| 利用者負担額 | 原則として利用者は、補装具の購入または修理に要した費用の1割を負担します。ただし、本人および配偶者（18歳未満は住民票上の世帯全員）の所得区分に応じて、下記の表のとおり負担する上限額が設定されています。 | |
| | 利用者の所得区分 | 負担上限月額 |
| | 生活保護世帯の方 | 0円 |
| | 市町村民税非課税世帯の方 | 0円 |
| | 市町村民税課税世帯の方（一般） | 37,200円 |
| 本人および配偶者（18歳未満は住民票上の世帯全員）のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上 | 支給対象外 | |
| | ※費用の1割は直接補装具製作（販売）事業者にお支払いください。 | |
| 窓口 | 市民福祉課 | |

2. 日常生活用具の給付・貸与

① ② ③ ④

身体障害者手帳を交付された方や療育手帳を交付された方、在宅の難病患者等の方が日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて日常生活用具が給付または貸与されます。

| | | |
|--------|--|---------|
| 対象者 | 身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）、難病患者等で、種目毎の対象者の要件に該当する方のうち、日常生活用具の給付を必要とする方 | |
| 内容 | 日常生活をより円滑に行うことができるよう、日常生活用具が給付・貸与されます。 ※種目毎に耐用年数が決められています。原則耐用年数以内の再交付申請はできません。また修理費も利用者負担になります。 | |
| 利用者負担額 | 原則、利用者は日常生活用具の費用の1割を負担します。ただし、本人および配偶者（18歳未満は住民票上の世帯全員）の所得区分に応じて、下記の表のとおり負担する上限額が設定されています。 なお、実際の価格が基準額を超える場合は、その超過額全額が利用者の負担となります。 | |
| | 利用者の所得区分 | 負担上限月額 |
| | 生活保護世帯 | 0円 |
| | 市町村民税非課税世帯（低所得） | 0円 |
| | 市町村民税課税世帯（一般） | 24,000円 |
| | ※福祉電話の貸与については、権利および回線の貸与のみになります。設置工事費および毎月の使用料は、自己負担になります。 | |
| 窓口 | 市民福祉課 | |

3. 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付



在宅の小児慢性特定疾患にり患している児童が日常生活をより円滑に行うことができるよう、疾患の程度により、必要に応じて日常生活用具が現物で給付されます。

| | |
|-------|--|
| 対象者 | 小児慢性特定疾患医療受診券をお持ちで、日常生活用具の給付を必要とする在宅での療養が可能な方。種目ごとに対象者の状態が定められていますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。 ※障がい福祉サービスでの日常生活用具や補装具、他の制度での給付制度を利用できる方は対象になりません。それぞれ該当する給付制度をご利用ください。 |
| 内容 | 費用は種目別に基準額が定められており、職員が調査のうえ、この範囲内において認められた額を公費で負担します。ただし、本人および家族の前年の所得税および住民税額に応じて費用の一部を負担していただきます。 ※給付は1回限りとなり、原則再交付申請はできません。(紫外線カットクリームを除く。)また修理費も利用者負担になります。ただし、給付された日常生活用具が修理不能なほど破損した場合、職員が日常生活用具の破損状況を現物確認のうえ、再交付できる場合がありますので、その場合は市民福祉課にご相談ください。 |
| 利用者負担 | 本人及び家族の前年の所得税及び住民税額に応じて費用の一部を負担していただきます。なお、実際の価格が基準額を超える場合は、その超過額全額が利用者の負担となります。 |
| 窓口 | 市民福祉課 |

4. 車いすの貸出



市民福祉課所有の車いすを短期間無料で貸出しています。

| | |
|-------|--|
| 対象者 | 病気やけが等により一時的に車いすを必要とする人 |
| 内容 | ごく短期間(1ヵ月以内)で車いすが必要な場合、市所有の車いすを無料で貸出します。 |
| 手続き方法 | 印鑑をお持ちの上、申請してください。 |
| 窓口 | 市民福祉課 |



第5章 障がい福祉サービス等

障害者総合支援法によるサービスは、生活を支える「介護給付」、リハビリテーションや就労に結びつく支援のための「訓練等給付」や地域生活を支える「地域相談支援」、「地域生活支援事業」があり、機能や目的別にサービスを利用することができます。

また、サービスを利用するためには「指定特定相談支援事業者」に「サービス利用計画」を作成してもらう必要があります。

1. 障がい福祉サービスの種類



◎訪問系サービス：在宅で利用するサービス

| 種類 | サービスの名称 | 内 容 | 対象者 (障がい支援区分) |
|-------|-------------------|---------------------------------|------------------|
| 介護等給付 | 居宅介護 (ホームヘルプ) | 自宅でホームヘルパーによる、家事援助、身体介護 | 区分1以上 |
| | 重度訪問介護 | 重度の障がい者対象の自宅内、外出時の総合的な介護 | 区分4以上 |
| | 同行援護 | 視覚障がい者対象の外出時の移動等支援 | 視力障がい者 |
| | 行動援護 | 知的障がい、精神障がい者で行動障がいのある方の外出時の移動支援 | 区分3以上 |
| | 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性がとても高い方が、居宅介護等複数のサービス | 区分6 |
| | 短期入所 (ショートステイ) | 自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間の施設入所 | 区分1以上 |

◎日中活動系サービス：昼間に施設に通所し、介護や訓練、日中活動を支援するサービス

| 種類 | サービスの名称 | 内 容 | 対象者 (障がい支援区分) |
|-------|-------------------|--|------------------------|
| 介護等給付 | 療養介護 | 医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護 | 区分5以上 |
| | 生活介護 | 常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動 | 区分3以上 (50歳以上は区分2以上) |
| 訓練等給付 | 自立訓練(機能訓練・生活訓練) | 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練 | (審査会不要) |
| | 就労移行支援 | 一般企業等への就労に必要な知識および能力の向上の訓練 | (審査会不要) |
| | 就労継続支援 (A型・B型) | 一般企業等での就労が困難な方への働く場の提供、知識および能力の向上に必要な訓練 | (審査会不要) |
| | 就労定着支援 | 一般就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間受けられます。 | (審査会不要) |

◎居住系サービス：住まいの場を提供するサービス

| 種類 | サービスの名称 | 内 容 | 対象者 (障がい支援区分) |
|-----------|---------------------|--|------------------------|
| 給付 介護等 | 施設入所支援 | 夜間や休日、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等が受けられます。 | 区分4以上 (50歳以上は区分3以上) |
| 訓練等 給付 | 共同生活援助 (グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助が受けられます。 | 審査会が必要な場合もあり |
| | 自立生活援助 | 一人暮らしへ移行した人等に、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整が受けられます。 | 審査会が必要な場合もあり |

◎地域で生活するための相談支援を行う

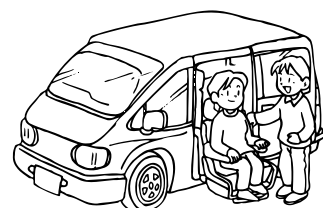
| 種類 | サービスの名称 | 内 容 | 対象者 (障がい支援区分) |
|----------------|---------|---|--------------------------|
| 地域 相談 支援 | 地域移行支援 | 施設に入所されている方や、病院に精神科入院している方が、住居の確保その他、地域生活に移行するための相談その他必要な支援を受けられます。 | 地域生活への移行のための支援が必要と認められる者 |
| | 地域定着支援 | 居宅で単身等で生活する障がいの方が常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を受けられます。 | 地域生活が不安定な者 |

◎地域生活支援事業：阪南市の地域の特性や利用者の状況に応じて地域生活を支えるサービス

| 種類 | サービスの名称 | 内 容 | 対象者 (障がい支援区分) |
|----------------------|------------------|---|------------------|
| 地域 生活 支援 事業 | 移動支援 (ガイドヘルプ) | 屋外移動が困難な方に、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等社会参加のための外出が円滑にできるよう、ガイドヘルパーにより歩行や車いすの介助等、安全面に留意しながら移動の介助が受けられます。(同行援護・行動援護・重度訪問介護受給者は対象になりません。)なお、ガイドヘルパーの交通費等の必要経費は、利用者負担です。 | (審査会不要) |
| | 地域活動支援 センター | 通所により、創作的活動や生産活動に参加したり、日常生活の支援、日常的な相談に応じたり、地域内の関係機関や団体との協力関係を築きながら、憩い、楽しむことや交流活動に参加することができます。阪南市内ではまつのき園(電話 471-6863)があります。 | (審査会不要) |
| | 日中一時支援 | 障がいのある方が日中活動の場を利用することで、家族の就労支援、一時的な休息を図るための日帰りでのサービスが受けられます。 | 区分1以上 |

※障がい支援区分だけでなく、別に利用条件があるものもあります。

※介護保険の要介護認定・要支援認定を受けられた方は、介護保険サービスが優先されます。ただし、障がい者の固有のサービスが必要と認められる場合や、介護保険にはないサービスについては、障がい福祉サービスが利用できます。



2. 障がい福祉サービス利用の手続き



サービスの利用は、障がい支援区分の認定（介護給付のみ）および支給決定を受けたうえで、指定事業者・施設等で利用契約の上、利用することになります。

◎支給決定までの流れ

| |
|--|
| ①支給申請（必要書類：申請書、同意書、世帯状況・収入・資産申告書） |
| ②サービス等利用計画案の提出依頼（市役所から送付されます。） |
| ③障がい支援区分認定調査・概況調査（市役所の職員が家庭訪問します。） |
| ④認定審査会において障がい支援区分を認定 |
| ⑤サービス等利用計画案の提出（指定特定相談支援事業所と契約して作成します。） |
| ⑥支給決定 |
| ⑦サービス等利用計画の提出 |
| ⑧サービスの利用（各サービス事業者と契約し、サービス等利用計画に基づいたサービス利用を開始） |

①18歳未満の児童の場合、「審査会」での審査はありません。職員による面接調査の上、支給決定します。

②訓練等給付のみ（共同生活援助を除く）の申請の場合、「審査会」での審査はありません。

ただし、試しに希望する施設を利用（暫定支給決定）して、希望者が実際に利用できることが確認できてからの支給決定となります。

③移動支援の場合、「審査会」での審査はありません。職員による面接調査の上、支給決定します。

◎変更申請や届出が必要な場合

次の場合には変更申請や届出が必要になりますので、市民福祉課にご連絡ください。

変更申請時にはサービス利用計画案の提出が必要となります。

| | |
|-------------------------------------|---|
| 新たに別のサービスを利用するときや、さらに多くのサービスを利用するとき | 事前に手続きが必要ですので、受給者証と印鑑を持って、市民福祉課で変更申請してください。 サービス支給内容の変更のために、市民福祉課職員が現状の生活状況等をお聞きすることになります。 |
| 支給決定期間が終了するとき | サービスの支給期間が終了する月に改めて支給期間の更新が必要になりますので、市民福祉課から順次申請書の提出のご連絡のうえ、サービス支給内容の見直しのために、市民福祉課職員が現状の生活状況等をお聞きすることになります。 |
| 住所や氏名に変更があったとき | 変更後速やかに、受給者証と印鑑を持って市民福祉課に届け出てください。 また市外へ転出し、転出先でサービスの利用を希望される場合は、必ず事前に市民福祉課にご連絡ください。 |
| 受給者証を紛失、破損したとき | 再発行しますので、受給者証（破損した場合）、印鑑を持って、速やかに市民福祉課で申請してください。 |

3. 利用者負担額＝原則応能負担



サービスに要する費用については応能負担があります。また施設利用の方は、食費や光熱水費についてご負担いただくことになります。

利用者に対する定率の負担が高額にならないよう、利用者本人とその配偶者の収入等に応じて、所得段階ごとに負担金額の上限（＝月額負担上限額）が設けられています。

4. 高額障がい福祉サービス等給付費



障がい福祉サービス等の利用者負担額がある方のうち、同一世帯に障がい福祉サービス等を利用している方が複数いる等により世帯における利用者負担額の合計が、一定の基準額を超えた場合は、申請すると「高額障がい福祉サービス等給付費」「高額障がい児通所給付費」又は「高額障がい児入所給付費」として払い戻されます。

- ① 障害者総合支援法に基づくサービス利用者負担（居宅介護、短期入所、生活介護、就労継続支援など）
- ② 児童福祉法に基づく障がい児支援サービス利用者負担（放課後等デイサービス、児童発達支援、障がい児入所支援など）
- ③ 補装具費の利用者負担額（ただし、同一人が障がい福祉サービス等を併用している場合に限りです。）
- ④ 介護保険法に基づくサービスの利用者負担額（訪問介護、訪問看護、訪問入浴など）

5. (新) 高額障がい福祉サービス費



65歳になるまでの5年間にわたり特定の障がい福祉サービスを利用していた方で、下記の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した障がい福祉サービスに相当する介護保険サービス（訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護）の利用者負担が償還されます。（平成30年4月1日以降に利用した分に限りです。）

対象となる方（下記のすべてを満たす方）

| | |
|---|--|
| ① | 65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障がい福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所のいずれか）の支給決定を受けていたこと。 |
| ② | 障がい者及び配偶者が、当該障がい者が65歳に達する日の前日において、市民税非課税又は生活保護世帯に該当し、65歳以降に償還の申請をする際にも市民税非課税世帯又は生活保護世帯に該当すること。 |
| ③ | 65歳に達する日の前日において、障がい者支援区分が区分2以上であったこと。 |
| ④ | 65歳まで介護保険サービスを利用していないこと。（40歳から65歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用したことがある場合は対象となりません。） |

※平成30年4月1日以前に65歳に到達していた場合も上記を満たせば対象となります。

6. 障がい児のサービス



◎通所系サービス：施設に通所し、療育や訓練を行い、発達を支援するサービス

→※こども家庭課が窓口となります。

手帳の有無を問わず、医師等により療育の必要性が認められた原則として18歳未満の障がいがある児童が対象です。

| | | |
|--------|------------|---|
| 通所サービス | 児童発達支援事業 | 未就学児が通所して必要な療育を受けられます。 |
| | 医療型児童発達支援 | 肢体不自由のある児童が、機能訓練や医療的支援を受けられます。 |
| | 放課後等デイサービス | 就学中の児童が学校の放課後や休日に療育を受けられます。 |
| | 保育所等訪問支援 | 保育所、幼稚園、小学校等に在籍する障がいのある児童に対して、児童発達支援センターが巡回訪問します。 |

◎居住系サービス：住まいの場を提供するサービス

→※利用は岸和田子ども家庭センター（電話 445-3977）にお問い合わせください。

18歳未満の障がいのある児童に対し、次の施設で総合的な支援（療育）が受けられます。

| | | |
|---------|------------|--|
| 障害児入所支援 | 福祉型障害児入所施設 | 施設で生活しながら、自立に向けて総合的な支援（療育）が受けられます。 |
| | 医療型障害児入所施設 | 施設で生活しながら、必要な治療やリハビリテーション等総合的な支援（療育）が受けられます。 |

第6章 交通運賃の割引等

1. 運賃割引の障がい区分

① ②

身体障がい者手帳や療育手帳を交付された方には、交通費の割引があります。手帳の等級や程度により交通費の割引内容が異なります。

2. JR、私鉄各社の運賃割引

① ②

| 対象者 | 内 容 | 割引率 | 窓 口 |
|-----|--|-----|-------|
| 第1種 | 単独乗車で、片道 101 km以上旅行時の普通乗車券のみ | 5割引 | 各鉄道会社 |
| | 介護者付の場合は、距離要件はなし。 本人・介護者1名とも普通乗車券、回数券、急行券、定期券 ※特急券は除きます。 | 5割引 | |
| 第2種 | 単独乗車で、片道 101 km以上旅行時の普通乗車券のみ | 5割引 | |
| | 本人が 12 歳未満の時は、介護者の定期券のみ | 5割引 | |

駅係員の指示に従い、切符を購入ください。
※手帳を携帯して係員の請求があった場合には手帳を提示してください。

※南海本線のみでは 101 km 超えませんのでご注意ください。

3. バス運賃の割引

① ②

| 対象者 | 内 容 | 券の種類 | 割引率 | 窓 口 |
|-----|-------------------------|------|-----|-------|
| 第1種 | 単独乗車 | 普通券 | 5割引 | 各バス会社 |
| | | 定期券 | 3割引 | |
| | 介護者付（本人・介護者1名とも） | 普通券 | 5割引 | |
| | | 定期券 | 3割引 | |
| 第2種 | 単独乗車 | 普通券 | 5割引 | |
| | | 定期券 | 3割引 | |
| | 本人が 12 歳未満の時は、介護者の定期券のみ | 3割引 | | |

バス運転手など係員の指示に従い、乗降時に手帳を提示したうえ、割引後の運賃を支払ってください。
※バス会社によって適用が異なる場合がありますので、乗車時お問い合わせください。

4. 大阪市高速電気軌道の運賃割引

① ②

| 対象者 | 内 容 | 券の種類 | | 割引率 | 窓 口 |
|-----|--|------|---------------------------------------|-----|---------------------|
| 第1種 | 本人と介護者1名 (ただし、車いす 使用の場合は介護 者2名まで) | 大人 | 普通券（一般バスとの連絡普通券も含む）、定期券、回数カード、1区特別回数券 | 5割引 | 大阪市高速 電気軌道窓 口 |
| | | 小児 | 普通券、定期券、回数カード | 5割引 | |
| 第2種 | 本人（12歳未満） と介護者1名 | 小児 | 普通券、定期券、回数カード | 5割引 | |

駅係員の指示に従い、切符を購入ください。
※手帳を携帯して係員の請求があった場合には、手帳を提示してください。

5. 大阪シティバスの運賃割引

① ②

| 対象者 | 内容 | 券の種類 | | 割引率 | 窓口 |
|-----|--|------|--------------------------------------|-----|-----------|
| 第1種 | ・本人と介護者1名（ただし、車いす使用の場合は介護者2名まで） ・単独乗車 | 大人 | 普通料金（地下鉄・ニュートラムとの連絡普通券も含む）、定期券、回数カード | 5割引 | 大阪シティバス窓口 |
| | | 小児 | 普通料金、回数カード | 5割引 | |
| 第2種 | 本人と介護者1名 | 小児 | 普通料金、回数カード | 5割引 | |
| | 単独乗車 | 大人 | 普通料金、定期券 | 5割引 | |

バス運転手など係員の指示に従い、乗降時に手帳を提示したうえ、割引後の運賃を支払ってください。
※手帳を携帯して係員の請求があった場合には手帳を提示してください。

6. 航空運賃割引(国内線のみ)

① ② ③

各航空会社により割引内容等異なります。
詳細については、ご利用の航空会社にお問合せください。

7. 船舶の運賃割引

① ②

船舶の旅客運賃も、JRと同様の割引があります。
詳細については、ご利用の船舶会社にお問い合わせください。

8. 有料道路の通行料金の割引

① ②

| | | |
|-----|----------|---|
| 対象者 | 本人運転の場合 | 本人または配偶者、直系血族およびその配偶者、兄弟姉妹およびその配偶者、ならびに同居の親族等が所有する自動車を使用(営業用は除く。) |
| | 介護者運転の場合 | ・第1種身体障がい者に該当する方を乗せて、本人または配偶者、直系血族およびその配偶者、兄弟姉妹およびその配偶者、並びに同居の親族等が所有する自動車を使用(営業用は除く。) ・上記の方が自動車を所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している方(営業用は除く。) |
| 割引率 | 5割引 | |
| 窓口 | 市民福祉課 | |

9. 阪南市コミュニティバス無料乗車証

① ② ③

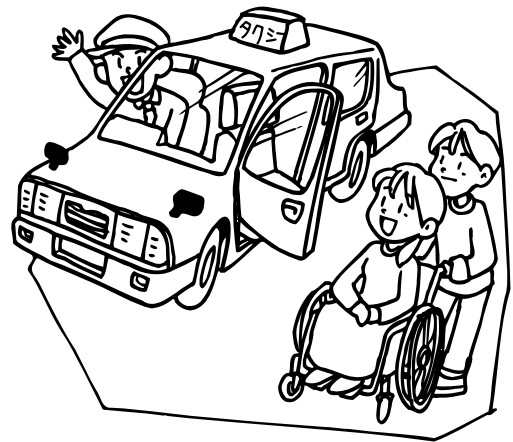
阪南市内での移動の支援を図るため、無料乗車証を発行します。

| | | |
|-----|--|------------------------------------|
| 対象者 | 第1種 | 本人は無料、介護者が同乗した場合、介護者の乗車料金が半額になります。 |
| | 第2種 | 本人のみ無料 |
| 内容 | 無料乗車券の交付を受けるには、以下のものをご持参の上、申請してください。 ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（第2種と同様の割引） ②印鑑（ご利用の際は降車時に無料乗車証を運転手に提示してください。） | |
| 窓口 | 市民福祉課 | |

10. タクシー料金の割引

① ②

| | |
|-----|---|
| 対象者 | 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた方 |
| 内容 | 大阪タクシー協会加盟のタクシーに乗車した場合、身体障害者手帳または療育手帳を提示することで、料金が1割引になります。 (手帳を所持していることを、乗車時に申し出てください。) ※協会に加盟していないタクシー会社では、割引にならない場合があります。くわしくは、協会にお問い合わせください。 |
| 窓口 | 大阪タクシー協会：電話 06-6125-5400 FAX 06-6258-1215 |



第7章 税の減免

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方には、次のような税の控除や減免などがあります。

1. 所得税・住民税の控除

身 療 精

| 種 別 | 控除の名称 | 対象者 | 控除額 | 窓 口 |
|--------|--------------|--|-----------|--------------------------|
| 所得税の控除 | 特別障害者控除 | ①身体障害者手帳1級・2級 ②療育手帳A ③精神障害者保健福祉手帳1級 | 40万円 | 泉佐野税務署 電話 462-3471 |
| | 障害者控除 | ①身体障害者手帳3級～6級 ②療育手帳B1・B2 ③精神障害者保健福祉手帳2級・3級 | 27万円 | |
| | 小規模企業共済等掛金控除 | 障害者扶養共済制度加入者 | 支払った掛金の全額 | |
| 住民税の控除 | 特別障害者控除 | ①身体障害者手帳1級・2級 ②療育手帳A ③精神障害者保健福祉手帳1級 | 30万円 | 税務課 |
| | 障害者控除 | ①身体障害者手帳3級～6級 ②療育手帳B1・B2 ③精神障害者保健福祉手帳2級・3級 | 26万円 | |
| | 小規模企業共済等掛金控除 | 障害者扶養共済制度加入者 | 支払った掛金の全額 | |

2. 自動車税・軽自動車税の減免

身 療 精

| 種 別 | 対 象 者 | | 控除内容 | 窓 口 |
|----------------|---|---|--|--|
| 自動車税 自動車取得税 | 本人所有または家族所有の場合 | ①身体障害者手帳 ※障がい別の等級によって対象とならない場合があります。 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療（精神通院）受給者 | 通院等障がい者本人のために使用する自動車に係る自動車税、自動車取得税が減免 ※詳細は直接窓口にお尋ねください。 | 泉南府税事務所 電話：439-3601 FAX：423-1962 和泉自動車税事務所 電話：072-541-1327 FAX：072-543-4541 |
| | 本人所有本人運転のみの場合 | 18歳以上の身体障害者手帳 ※障がい別の等級によって対象とならない場合があります。 | | |
| 軽自動車税の減免 | ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療（精神通院）受給者 ※要件については直接窓口でお尋ね下さい | | 原動機付自転車・軽自動車・二輪小型自動車を減免 | 税務課 |

3. 相続税・贈与税等の減免

① ② ③

| 種別 | 内容 | 窓口 |
|-----------|---|---|
| 相続税の障害者控除 | 法定相続人である障がい者の相続税額から手帳の等級に応じて算出した額が控除されます。 | 泉佐野税務署 電話 462-3471 ※信託会社を通じて 税務署に申告 |
| 贈与税の非課税 | 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付された方に、その生活費等に充てるために、一定の信託契約（特別障害者扶養信託）に基づいて財産の信託があった時は、等級に応じて決まった額が控除されます。 | |

4. 非課税貯蓄（マル優・特別マル優）制度の適用

① ② ③

手帳の交付を受けた方は、利息等が非課税となるマル優制度が適用されます。

| | | |
|-----|---|---------------------|
| 対象者 | 身体障害者手帳の交付を受けている方、療育手帳の交付を受けている方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 障害基礎年金の受給者、特別障害者手当等の受給者 | |
| 内容 | マル優＝少額貯蓄非課税制度(上限 元金350万円) 銀行預金利息・信託収益金が非課税 特別マル優＝少額公債非課税制度(上限 元金350万円) 国債・公募地方債の利子が非課税 | 合計、 上限700万円まで非課税 |
| 窓口 | 取引金融機関（銀行、郵便局、信託銀行、証券会社など） | |

5. ニュー福祉定期貯金

① ② ③

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 障害基礎年金等の受給者 特別障害者手当等の受給者 |
| 内容 | 一人につき定期貯金300万円まで、通常の定期貯金の利息より有利な利息を受け取ることができます。ただし、期間1年の定期貯金に限られます。 また「マル優」の取り扱いも合わせて利用できます。（マル優の限度額以内） |
| 窓口 | 郵便局 |



第8章 各種利用料の割引

1. NHK放送受信料の減免

身 療 精

NHK放送受信料（衛星放送を含む）の減免が受けられます。

| 対象者 | | 内 容 |
|--|---|------|
| 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付された方がいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 | | 全額免除 |
| 次の①または②に該当する方 ①視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主である場合 ②1級もしくは2級の身体障害者手帳、もしくは療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が世帯主である場合 | | 半額免除 |
| 窓 口 | 市民福祉課 | |
| 問合せ | NHK南大阪営業センター 電話 06-6636-2571 FAX 06-6636-3511 NHK視聴者ふれあいセンター【ヒダヤル】 電話 0570-077-077 | |

※阪南市では、免除制度の適正な運用のため、定期的に課税状況や世帯状況等の異動状況について、NHKからの調査の依頼に応じています。調査の結果、免除に該当しなくなった場合は、NHKから受信料免除を解消する旨の連絡がありますので、ご了承願います。

2. NTTの無料番号案内（ふれあい案内）

身 療 精 難

以下の要件に該当する方には、事前にNTTに届出をすれば、電話番号無料案内が受けられます。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | ① 視覚障がい1級～6級の方 ② 肢体不自由（上肢、体幹、脳原性運動機能障害）1級・2級の方 ③ 療育手帳の交付を受けた方 ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 |
| 内 容 | 104番を利用する場合、「ふれあい案内」と申し出て、あらかじめ届けた電話番号と暗証番号をオペレーターに申し出れば、無料になります。 |
| 窓 口 | NTTふれあい案内申し込み 電話 0120-104-174 |

3. 携帯電話利用料の割引

身 療 精

携帯電話の基本料金の割引が適用されます。

| | |
|-----|---|
| 対象者 | 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 |
| 内 容 | 各携帯電話会社において、携帯電話の基本使用料等の割引制度や、割安な料金プランなどのサービスを行っています。携帯電話会社により割引制度が異なります。 |
| 窓 口 | 各携帯電話の取扱店舗 |

4. 映画館・演芸場の料金の割引

身 療 精

映画館・演芸場で学生料金なみの割引が行われる場合があります。

| | |
|-----|---|
| 対象者 | 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 |
| 内 容 | 大阪興行協会加入の映画館において、券売場で手帳を提示すると学生料金なみの割引が行われる場合があります。 |
| 窓 口 | 各映画館・演芸場 生活衛生同業組合大阪興行協会 |

5. 阪南市立施設等の入館料、使用料等の減免

① ② ③

阪南市立施設等の入館料、使用料等が減免される場合があります。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 |
| 内 容 | 阪南市立施設等を利用する場合は、使用料等が減免される場合があります。 ・総合体育館（電話 471-5224）：阪南市民のみ使用料免除 ・市営中央プール等6施設：阪南市民のみ使用料免除 ・サンエス温水プール（電話 484-2627）：使用料免除 |
| 窓 口 | 各施設窓口 |

6. 阪南市営自転車等駐車場の割引

① ② ③

阪南市営自転車等駐車場の使用料が減額されます。

| | |
|-----|------------------------------------|
| 対象者 | 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 |
| 内 容 | 阪南市営自転車等駐車場の使用料が減額されます。 |
| 窓 口 | 各自転車等駐車場の現地窓口・土木管理室 |

7. 大阪府立社会教育施設の入館料・使用料の減免

① ② ③

手帳の交付を受けた方は、大阪府立の社会教育施設の入館料・使用料が減免されます。



第9章 コミュニケーション支援

1. 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

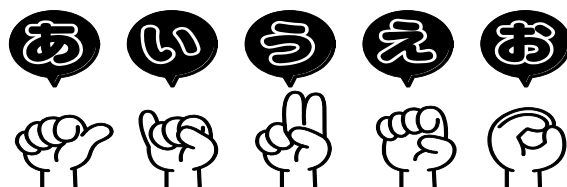
聴覚障がい者等の方に、社会生活における円滑な意思疎通を図るために、手話通訳者・要約筆記者の派遣を利用することができます。

| | |
|-------|--|
| 対象者 | 身体障害者手帳を所持している聴覚障がいまたは音声言語機能障がいの方 |
| 内容 | <p>社会生活上において、手話または要約筆記を用いて、コミュニケーションの仲介ができる手話通訳者・要約筆記者の派遣を利用できます。なお、派遣に必要な費用は無料です。</p> <p>また、手話通訳者・要約筆記者の交通費等の実費は利用者負担です。</p> <p>[利用できる通訳派遣先]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種届出や相談等のために市役所等公的機関に行く場合 ・医療機関に受診する場合 ・文化・教養を高めるため各種行事や催しに参加する場合 ・その他、社会生活上適当と認める場合 <p>※参加する場所に手話通訳員等が別途配置されている場合は除きます。</p> |
| 手続き方法 | 手話通訳者等の派遣を希望する場合は、原則として派遣希望日の1週間前（緊急の場合等は、この限りではありません。）までに阪南市手話通訳者等派遣申請書により申請してください。また、ファックスでの申請も可能です。 |
| 窓口 | <p>市民福祉課</p> <p>※市民福祉課では、市役所に手続きや相談のため来庁される聴覚障がいの方のコミュニケーションを支援するために、手話通訳者を配置しています。</p> |

2. 手話講習会・点字講習会

手話通訳や点訳の習得のために、講習会を実施しています。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 手話または点字に興味があり習得したい方 |
| 内容 | <p>聴覚障がい者や視覚障がい者の方の理解を深め、また手話や点字を広く普及させるため、年に1回講習会を開催しています。</p> <p>開催時期、募集内容等については、広報に掲載します。受講料は無料ですが、教材等は自費負担となります。</p> |
| 窓口 | 市民福祉課 |



3. 「広報はんなん」テープ版の発行

「広報はんなん」の内容を朗読で吹き込んだカセットテープを配布しています。

| | |
|-----|---|
| 対象者 | 視覚障がい者 |
| 内容 | 月1回、「広報はんなん」の朗読カセットテープを配布します。また、年4回「議会だより」の朗読カセットテープを配布します。 |
| 窓口 | 秘書広報課 |

第10章 緊急時の通報・情報支援

1. 緊急通報装置の設置



重度の身体障がい者に急病や災害等緊急時の通報のため、緊急通報装置の設置が受けられます。

| | |
|-----|---|
| 対象者 | 在宅のひとり暮らし等により、緊急連絡を行うのが困難な身体障害者手帳1級・2級の方 |
| 内容 | 急病や災害等の緊急事態発生時に電話等での緊急連絡を行うのが困難な在宅でひとり暮らし等の身体障害者手帳1級・2級の方に、急病等の緊急事態発生時に速やかに消防署や警察等に通報できるように緊急通報装置を設置します。 この通報装置は、阪南市と契約した警備保障会社が機器をご自宅に設置し、利用者などが装置のボタンを押すと自動的に警備保障会社のセンターで信号をキャッチして、緊急事態に対処するという方法です。 |
| 窓口 | 市民福祉課 |

2. FAX・メール・NET119番



火事・救急などの際に、ファックス、メールで消防署への通報ができます。

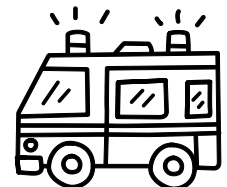
| | |
|-----|--|
| 対象者 | 聴覚・言語障がい者・その他必要と認められる方 |
| 内容 | 緊急時（火事・救急など）の際に、ファックス、メールで消防署への通報ができます。事前登録が必要ですので、身体障害者手帳をご持参のうえ登録手続きしてください。 通報時、火事・救急発生場所と内容、発信者の氏名を明記して送信してください。 |
| 窓口 | 市民福祉課 |

3. FAX110番・メール110番



事件・事故などの際に、ファックス・携帯メールで警察への通報ができます。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 聴覚・言語障がい者 |
| 内容 | 事件・事故、緊急事態発生時の緊急通報用として、ファックスおよび電子メールによる通報ができます。 通報時、事件の内容、用件および発信者の住所（現在の居場所）、氏名、並びにFAX番号またはメールアドレスを明記して送信してください。 |
| 窓口 | 大阪府警察本部 ・ファックス110番⇒FAX 06-6941-1022 ・メール110番（画像も含む）⇒メールアドレス m110@police.pref.osaka.jp |



第11章 社会参加・選挙等

1. 身体障害者補助犬の貸与



身体障害者補助犬は、視力、聴覚、肢体不自由のある方の手助けをするために特別な訓練を受けた犬です。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 身体障がいのある方 |
| 内容 | 身体障がい者の日常生活を支援する身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）に関する相談に応じるとともに、身体障害者補助犬の貸与を行っています。 ※ <u>身体障害者補助犬法</u> では、 <u>公共機関やデパートやスーパー、ホテル</u> などの一般的な民間施設でも、補助犬の同伴ができることになっています。 |
| 窓口 | 大阪府障がい福祉室自立支援課（電話 06-6944-9176） |

2. 郵便等による不在者投票



選挙権の行使が困難な重度身体障がい者の方が自宅等で投票できる投票制度があります。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 次の①～⑥のいずれかに該当する方 ①両下肢、体幹、移動機能の障がい（障がいの程度が1・2級）の方 ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい（障がいの程度が1・3級）の方 ③免疫、肝臓の障がい（障がいの程度が1～3級）の方 ④戦傷病者手帳で両下肢、体幹の障がい（特別項症から第2項症）の交付を受けている方 ⑤戦傷病者手帳で心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい（特別項症から第3項症）の交付を受けている方 ⑥介護保険の要介護状態区分が要介護5の方 |
| 内容 | 身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をご持参のうえ、事前に選挙管理委員会で郵便等投票証明書の交付を受けてください。 郵便等投票証明書の有効期間は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳での申請（上記の①～⑤の場合）では7年間、介護保険被保険者証での申請（上記の⑥の場合）は要介護認定の有効期限までです。 投票用紙の請求は投票日の4日前までに郵便等投票証明書と請求書を添えて選挙管理委員会に提出してください。 上記対象者で、上肢、視覚の障がいの程度が1級（戦傷病者手帳では特別項症から第2項症まで）の方は、代理記載人による不在者投票ができます。（事前に代理記載の申請が必要です） |
| 窓口 | 選挙管理委員会 |

※投票所（期日前投票含む）では、視覚障がいのある方は点字投票ができます。

また、手話通訳者・車いすについては、事前のお申し出により対応できるように準備します。

なお、病気やけが、身体障がいなどで字を書くことができない方は、投票のときに係員にお申し出ください。係員が代理で記載し投票することができます。

※点字版または朗読テープによる「選挙のおしらせ」もありますので、必要な方は選挙管理委員会へお申し出ください。



第12章 住宅・居住支援

1. 府営住宅の募集

身 療 精

障がい者で住宅を必要とする方に、府営住宅の総合募集では福祉世帯向けの区分で募集を行っています。また、車いす利用の重度身体障がい者の方のために住みやすいように設計した府営住宅もあります。

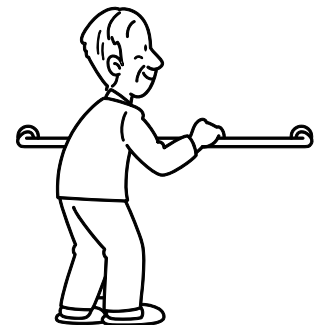
| | |
|-----|--|
| 対象者 | 申込本人、または同居者が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 ※所得制限がありますので、詳しくはお問合せください。 |
| 内 容 | 府営住宅の総合募集に応募する場合は、福祉世帯向けの区分に応募できます。 ・総合募集（年6回 偶数月） ・随時募集（総合募集で応募割れがあった住宅の随時募集を通年でを行っています。） |
| 窓 口 | 泉大津管理センター 電話：0725-28-0002 営業時間：午前9時～午後5時45分（日・祝除く） |

2. 重度身体障害者住宅改造費の助成

身

重度身体障がい者の方が住み慣れた地域で在宅生活できるように、住宅改造に必要な経費を補助します。

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|----------|------------|----|----------|---|------------|--------|---|-----------------|--------|---|-----------|-----|
| 対象者 | 次の①・②のいずれにも該当する方 ①生計中心者の前年所得税課税額が7万円以下 ②身体障害者手帳の1級または2級（体幹・下肢機能障害は3級を含む）に該当する方で、介護保険の要介護認定・要支援認定に該当しない方 | | | | | | | | | | | | | |
| 内 容 | <p>居住する住宅を障がいの程度および状況に応じて、安全かつ利便性に優れたものに改造する費用を補助します。身体状況や改造内容について、職員による専門チームが訪問調査の上、その結果認められた内容の改造にかかる費用を助成します。</p> <p>助成額は本人および生計中心者の前年の所得税額に応じて下記の表のとおりで、限度額は20万円です。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>生計中心者の所得税額</td> <td>0円</td> <td>助成基準額の全額</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>1円～40,000円</td> <td>〃 の2/3</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>〃 の1/2</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>70,001円以上</td> <td>対象外</td> </tr> </table> <p>※生計中心者とは、対象者の生計を主として維持する方をいいます。 ※介護保険による住宅改修または障がい福祉の日常生活用具並びに難病患者日常生活用具の居宅生活動作補助用具の給付を受けられる場合は、本事業による補助金支給の対象外です。</p> | | 生計中心者の所得税額 | 0円 | 助成基準額の全額 | 〃 | 1円～40,000円 | 〃 の2/3 | 〃 | 40,001円～70,000円 | 〃 の1/2 | 〃 | 70,001円以上 | 対象外 |
| 生計中心者の所得税額 | 0円 | 助成基準額の全額 | | | | | | | | | | | | |
| 〃 | 1円～40,000円 | 〃 の2/3 | | | | | | | | | | | | |
| 〃 | 40,001円～70,000円 | 〃 の1/2 | | | | | | | | | | | | |
| 〃 | 70,001円以上 | 対象外 | | | | | | | | | | | | |
| 窓 口 | 市民福祉課 | | | | | | | | | | | | | |



第13章 自動車運送関係

1. 駐車禁止除外指定車標章の交付

身 療 精

身体障害者手帳を交付された方で要件に該当する方が運転または乗車する車両について、やむを得ず駐車禁止

| | |
|-----|---|
| 対象者 | 身体障害者手帳の交付を受けた方 (障害の種類や等級によって対象とならない場合があります) |
| | 療育手帳Aの交付を受けた方 |
| | 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方 |
| 内 容 | 申請に必要な書類を泉南警察署に確認の上、手続きしてください。 ※平成19年8月1日から、身体障がい者等については、車両ごとに交付する方法から、身体障がい者等本人に対して交付する方法に改められましたので、標章を持参し、福祉タクシー等に乗車する場合にも使用することができます。 |
| 問合せ | 泉南警察署 交通課 電話 471-1234 |

場所に駐車したいときに、車両のフロントガラスに標章を示すことにより、公安委員会が指定した駐車禁止・時間制限駐車区画規制の道路に限り、一時的に駐車できます。

※車いすを描いたステッカーは、警察の許可とは関係ありません。

※駐車禁止除外指定車標章を掲出していても駐車できない場所があります。

2. 大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度

身 療 精 難

車いすの方がスムーズに乗降できる、移動に配慮が必要な方の負担が少ない駐車スペースが整備された公共施設や商業施設において使用する「大阪府障がい者等用駐車区画利用証」を発行します。

| | |
|-------|---|
| 対象者 | 身体障がい者（障害の種類や等級によって対象とならない場合があります） 知的障がい者：判定A 精神障がい者：1級 その他 難病患者等 |
| 手続き方法 | 障がい者等本人または代理人の申請により、申請内容を審査の上、利用証が交付されます。 申請は、申請書と必要書類の写しを添えて窓口に郵送します。 必要書類 ①障がい者等用駐車区画利用証交付申請書 ②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し (難病等の方の場合は、疾病を証明する書類) ③利用証を郵送するための切手 その他審査に必要な資料の提出を求められることがあります。 ※申請書は阪南市市民福祉課もしくは大阪府の窓口のホームページからダウンロードすることができます。 |
| 窓口 | 大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課 企画調整グループ 電話 06-6944-7086 http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/riyousyouseido/index.html |

第14章 学校関係

1. 各支援学校・学級等

① ② ③

障がいのある幼児・児童・生徒に対し、支援学校や支援学級で学ぶことができます。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 障がいのある幼児・児童・生徒 |
| 内 容 | 障がいの状況等に応じて、障がいのある幼児・児童・生徒は、視覚支援学校、聴覚支援学校、支援学校（肢体不自由、知的障がい）、小・中学校の支援（弱視・難聴・知的障がい・肢体不自由・病弱・情緒障がい）学級、通級指導教室、通常の学級、また、高等学校など様々な教育の場で学んでいます。 通学が困難な児童・生徒に対しては、教員を家庭、児童福祉施設、医療機関等へ派遣する訪問教育を実施している支援学校もあります。 各支援学校、小・中学校の支援学級に在籍するためには、就学の前年度に阪南市就学指導委員会に申し込んでいただく必要があります。 |
| 窓 口 | 教育委員会 |

2. 就学に関する相談

① ② ③

教育委員会では、就学に関する相談を受けられます。

| | |
|-----|---------------------------------|
| 対象者 | 障がいのある子どもの保護者 |
| 内 容 | 就学に関する多様な情報を提供しながら教育相談を実施しています。 |
| 窓 口 | 教育委員会 |

3. 大阪府立支援学校見学会

① ② ③

支援学校では、教育相談を受けられます。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 障がいのある子どもの保護者 |
| 内 容 | 授業見学や施設見学、教育相談等を実施していますので、直接お問い合わせください。 |
| 窓 口 | 大阪府立泉南支援学校 電話 485-3801 大阪府立岸和田支援学校 電話 426-3033 大阪府立すながわ高等支援学校 電話 485-3810 |

4. 大阪府教育センターのすこやか教育相談

① ② ③

各学校、幼稚園および阪南市教育委員会以外に、大阪府教育センターでも学校生活に関する相談を受け付けています。

| | |
|-----|---|
| 対象者 | 児童・生徒およびその保護者 |
| 内 容 | 本人・保護者からの学校生活に関わる電話・面接・電子メールによる相談に経験豊かな相談員等が応じ助言・支援を行っています。 なお、面接相談は学校を通して事前の電話予約が必要です。 |
| 窓 口 | 大阪府教育センター（すこやか教育相談）（〒558-0011 住吉区荻田4-13-23） ・子どもからの相談（すこやかホットライン） 電話 06-6607-7361 電子メール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp ・保護者からの相談（さわやかホットライン） 電話 06-6607-7362 電子メール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp |

| |
|--|
| <p>いずれも FAX 06-6607-9826 (教育相談室)</p> <p>電話受付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分 (祝日、年末年始は休み)</p> <p>電子メール・FAX受付24時間、回答は後日</p> <p>「すこやか教育相談」のホームページは http://www.osaka-c.ed.jp/sukoyaka/</p> |
|--|

5. 特別支援教育就学奨励費の支給 (身) (療) (精)

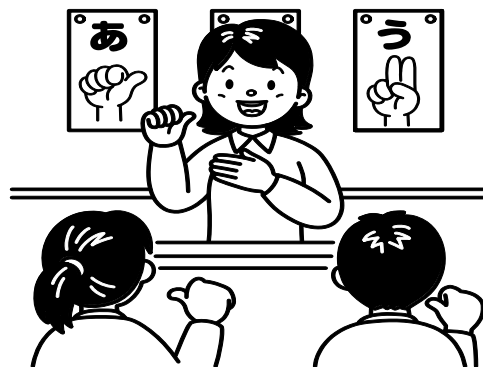
支援学校や支援学級に在籍している児童生徒の保護者で、その世帯の収入額が一定額以下である場合、学用品費や学校給食費などの一部が支給されます。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 支援学校、小・中学校の支援学級に就学している幼児・児童・生徒の保護者および通級指導教室(阪南市の通級指導教室を除く)で指導を受けている児童・生徒の保護者など |
| 内容 | 支援学校、小・中学校の支援学級に在籍されている児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、世帯の収入等に応じて就学に必要な義務教育経費の一部が支給されます。 受けられる費用は、入学準備費、通学用品費、学用品費、学校給食費、校外活動費(遠足代)、臨海・林間学舎費、修学旅行費、通学費です。 ※保護者の所得により、所得制限があります。 |
| 窓口 | 通学している学校、教育委員会 |

6. 公立高等学校への入学 (身) (療) (精)

府立高校入学試験で、受検者の障がいの状況に応じ、必要な配慮が受けられます。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 障がいのある生徒 |
| 内容 | 入学者選抜において、受検者の障がいの状況に応じ、検査時間・休憩時間の延長、代筆解答、介助者の配置、点字による受検、別室受検、拡大した学力検査用紙による受検、タイプライター・ワープロ・パソコン等の機器の使用を認めています。 |
| 窓口 | 大阪府教育委員会教育振興室高等学校課学事グループ 電話 06-6944-6887 FAX 06-6944-6888 |



第15章 地域福祉・権利擁護

1. 日常生活自立支援事業



認知症のある高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方等、または日常生活を営む上で必要な判断能力に支障のある方々に対し、福祉サービスの利用援助や財産保全・金銭管理サービスが利用できます。

| | | |
|-----|--|-----------------------------------|
| 対象者 | 認知症のある高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方等、または日常生活を営む上で必要なことについて自己の判断で適切に行うことに支障のある方 | |
| 内 容 | ※サービスの利用に際し利用料が必要です。ただし、生活保護世帯の方は免除されます。 | |
| | 福祉サービスの利用援助 | 福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助 |
| | 財産保全サービス | 預貯金通帳、有価証券、証書等を金融機関の貸金庫に保管 |
| | 金銭管理サービス | 預貯金の出し入れ、医療費・公共料金・利用料の支払い等の手続きを代行 |
| 窓 口 | 阪南市社会福祉協議会 電話 472-3333 FAX 471-7900 | |

2. 成年後見制度



成年後見制度とは、認知症のある高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方等、または判断能力が不十分な人の日常生活における権利を法律的に保護し、支えるための制度です。

| | |
|-----|---|
| 対象者 | 認知症のある高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方等、または日常生活を営む上で必要な契約行為や財産管理などについて自己の判断で適切に行うことが不十分な方 |
| 内 容 | <p>自己の判断で、福祉サービス利用契約の締結や預金の解約、不動産の売買などの財産管理といった法的に行う行為が困難な方に対し、家庭裁判所が援助者（成年後見人・保佐人・補助人）を選び、この援助者が本人のために活動する制度です。</p> <p>家庭裁判所で援助者が選ばれる（この裁判を「審判」といいます。）際に、審判で定められた援助内容に従って、成年後見人は判断能力がない方（後見）、保佐人は判断能力が著しく不十分な方（保佐）、補助人は判断能力が不十分な方（補助）の支援をし、ご本人に代わって契約締結や財産管理を行い、またご本人の日常生活面の判断の支援をします。</p> <p>なお、成年後見人等は親族に限らず、弁護士・司法書士・社会福祉士などや法人が選任されることもあります。</p> |
| 窓 口 | 大阪家庭裁判所岸和田支部 岸和田市加守町4-27-2 電話 441-6803 |

3. 暮らしの安心ダイヤル



日常生活をサポートする見守りのネットワークです。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | ひとり暮らしの障がい者や高齢者など暮らしに不安のある方 |
| 内 容 | <p>阪南市社会福祉協議会・市役所・いきいきネット相談支援センター・民生児童委員・校区福祉委員会・自治会・地域のさまざまなボランティア団体などで、日常生活をサポートする見守りのネットワークを作り、次のような活動でサポートしています。</p> <p>Aー日常的な見守り・声かけ訪問活動・電話での安否確認</p> <p>Bー校区福祉委員会や自治会などの地域行事へのお誘い</p> <p>Cー地震などの災害時の安否確認</p> |
| 窓 口 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民福祉課 ・阪南市社会福祉協議会（西鳥取・下荘地域包括支援センター拠点内）電話 090-2061-0758 ・玉田山荘 電話 473-2222 ・ピープルハウス阪南 電話 472-6633 |

4. 老人福祉施設の社会貢献事業

① ② ③

老人福祉施設の総合生活相談員や社会貢献支援員が、必要な医療や福祉サービスなどがなんらかの理由で利用できない方を対象に家庭訪問をして、必要な場合、経済的援助も含めた支援が受けられます。

| | |
|-------|---|
| 対象者 | 問題を抱え生活していくことが困難になった方 相談窓口がわからないなどの理由で各種制度の利用ができなくて困っている方 |
| 内容 | 総合生活相談員が、制度の狭間でサービスが受けられない方や制度にたどりつけないで困っておられる援護を必要とされる方への家庭訪問により、心理的不安の解消やさまざまな制度につなぐなど、総合的な相談援助活動を行っています。 |
| 手続き方法 | 老人福祉施設の総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）にご相談ください。 |
| 窓口 | ・玉田山荘 電話 473-2222 ・ピープルハウス阪南 電話 472-6633 ・玉井泉陽園 電話 473-0001 |

5. ふれあい収集

① ② ③

ごみステーションまで、家庭ごみを持ち出すのが困難な世帯に対し、ごみの戸別収集を行います。

| | |
|-----|---|
| 対象者 | 家庭ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難であり、他の人からもごみ出しの協力が得られない次のいずれかに該当する世帯 ①ひとり暮らしの高齢者世帯 ②高齢者と同居している方が、高齢者・虚弱な方・年少者のみの世帯 ③介護保険の要介護認定を受けている方のみで構成されている世帯 ④身体障害者手帳1級および2級の交付を受けた方、療育手帳Aと判定された方、または精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方のみで構成されている世帯 |
| 内容 | 収集日に家庭ごみを玄関先に出していただくと、資源対策課職員が戸別収集し、その際、声をかけて安否の確認をします。 なお、ごみの分別は必ず行ってください。 |
| 窓口 | 資源対策課 電話 072-483-5876 |

6. ヘルプマーク

① ② ③

| | |
|----|--|
| 内容 | 援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したものです。（阪南市のヘルプカードも配布しています。） |
| 窓口 | 市民福祉課（配布場所 市民福祉課・保健センター） |

